（証券コード2216）
平成27年３月11日

株　主　各　位

東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社
代表取締役社長　　戸　名　　厚

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年３月27日（金曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成27年３月30日（月曜日）午前10時
2. **場　　所**　　東京都中野区新井二丁目10番11号
　　カンロ株式会社　本社　２階会議室
3. **会議の目的事項**
　報告事項
　(1) 第65期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　(2) 第65期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款の一部変更の件
　第３号議案　取締役２名選任の件
　第４号議案　監査役３名選任の件
　第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanro.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和政策から円安基調となり、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う個人消費の弱さなどから先行きは依然不透明な状況となりました。

菓子業界におきましては競争が一層激しく、物流費や販売促進費の増加などメーカーの収益環境は、引続き厳しいものとなりました。

このような経営環境の下、当企業集団は、主力商品である「金のミルク」「ピュレグミ」についてＴＶＣＭを投入し、また育成商品である「パリコレ」「ボイスケアのど飴」などについて商品ＰＲイベントや試供品のサンプリングを行うなど積極的なプロモーション活動を実施し、売上拡大を図りました。

袋キャンディは、のど飴群と「金のミルク」の売上増加などにより、前期比4.7％の増加となりました。ポケットキャンディは、積極的なプロモーション活動を実施したものの「ピュレグミ」の売上が減少したことと、スティックのど飴群の売上が減少したことを主因に、前期比5.7％の減少、素材菓子は平成25年９月より「茎わかめ」の販売を再開したこともあり、前期比18.5％の増加となりました。

以上の結果、連結売上高は、前期比４億95百万円（2.7％）増収の188億５百万円となりました。

利益につきましては、売上総利益は、原料価格及び燃料価格の上昇、利益率の高い主力品の売上減少により売上原価率が上昇しましたが、売上高の増加に伴い前期比１億53百万円（1.9％）増益の81億９百万円となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費の増加や物流費の高騰に加え、広告宣伝費を増額したことなどから前期比４億62百万円増加の82億52百万円となり、この結果、連結営業損益は前期比３億９百万円減益の１億43百万円の損失となりました。連結経常損益は前期比３億20百万円減益の80百万円の損失、連結当期純損益は、工場製造設備等の減損損失による特別損失の計上２億93百万円及び繰延税金資産の一部取崩しに伴い１億67百万円を法人税等調整額に計上したこともあり、前期比５億41百万円減益の４億95百万円の損失となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は15億27百万円であります。

主なものは、平成27年５月以降に本社より移転し、業務開始予定の「ＫＡＮＲＯ Ｒ＆Ｄ豊洲研究所」の土地建物購入代金３億37百万円及びキャンディ製造設備の支払（ひかり工場２億93百万円、松本工場３億43百万円、朝日工場４億７百万円）であります。

また、当期において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当期の設備資金として、銀行から借入金23億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当期（平成26年12月期）の経営成績は営業損益における赤字に転落となりました。次期（平成27年12月期）の業績見通しは増収・黒字化としておりますが、当企業集団といたしましては、この現状を打破するために利益構造の変革が急務と考えております。

そのため、「カンロ構造改革」として平成27年から平成31年までの５年間を対象とした「中期経営計画」において、利益創出の障害となっている課題に対し、中長期的視点で抜本的対策を実施いたします。

平成27年度に実施する主な事項としましては、まず、商品開発力の一層の強化を図るため、平成27年より本社の研究室を江東区豊洲へ移転し、研究設備の拡張と充実を図ります。次に、主力品の商品力強化として、平成27年春に「ピュレグミ」について大幅リニューアルを行います。また、事業領域の拡大のため、当社の直営店「ヒトツブ カンロ」の２号店を平成27年４月２日に大阪市北区の「ＬＵＣＵＡ 1100(ルクア　イーレ)」にオープンの予定としております。

株主各位におかれましても、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売　　上　　高	20,332,183千円	20,351,099千円	18,310,018千円	18,805,330千円
経常利益又は経常損失	916,222千円	670,607千円	239,848千円	△80,201千円
当期純利益又は当期純損失	402,219千円	301,671千円	46,081千円	△495,570千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失	21円82銭	16円37銭	2円54銭	△27円34銭
純　資　産　額	10,690,302千円	10,766,044千円	10,512,919千円	9,705,602千円
総　資　産　額	17,736,920千円	17,758,085千円	16,654,051千円	18,035,645千円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	出資比率	主要な事業内容
ひかり製菓株式会社	100%	菓子食品の製造販売

(7) 主要な事業内容

菓子メーカーとして、主に下記商品を販売しております。

キャンディ類：カンロ飴、ピュレグミ、金のミルクキャンディ、健康のど飴、健康梅のど飴、ノンシュガー果実のど飴、ノンシュガースーパーメントールのど飴、ボイスケアのど飴、はちみつレモンCのど飴、もりもり山のくだもの飴、ノンシュガー珈琲茶館、ノンシュガー紅茶茶館、鬼黒飴、パリコレ等

そ　の　他：まるごとおいしい干し梅、海苔と紀州梅のはさみ焼き、茎わかめ梅味等

(8) 主要な営業所及び工場

① 当　社

本　　社：東京都
ひかり工場：山口県
松本工場：長野県
朝日工場：長野県
広域販売部：東京都
札幌支店：北海道
仙台支店：宮城県
首都圏東支店：東京都
首都圏西支店：東京都
名古屋支店：愛知県
大阪支店：大阪府
広島支店：広島県
福岡支店：福岡県

② 重要な子会社

ひかり製菓株式会社：山口県

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
人 479	人 ＋7	歳 39.9	年 15.5

(注)　使用人数には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	千円
株式会社三井住友銀行	1,080,000
株式会社みずほ銀行	880,000
三井住友信託銀行株式会社	540,000

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　50,000,000株

(2) 発行済株式の総数　18,127,339株
（自己株式数1,017,166株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数　3,305名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	5,317	29.33
株式会社榎本武平商店	1,127	6.21
カンロ共栄会	1,096	6.04
株式会社三井住友銀行	865	4.77
株式会社みずほ銀行	860	4.74
三井住友信託銀行株式会社	808	4.45
東京海上日動火災保険株式会社	605	3.33
株式会社山口銀行	400	2.20
宮本眞也	220	1.21
井村屋グループ株式会社	220	1.21

（注） 持株比率は、自己株式（1,017千株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	戸名　厚	
取締役 副社長執行役員	武井　実	管理担当
取締役 専務執行役員	西村一之	開発・営業担当
取締役 専務執行役員	黒田幸徳	生産担当
取締役	宮下　修	三菱商事株式会社理事生活商品本部本部長
常勤監査役	小髙義久	
監査役	簇﨑孝文	
監査役	津川哲郎	弁護士
監査役	林　広二郎	三菱商事株式会社生活産業グループ管理部生活商品チームリーダー

(注) 1　取締役のうち宮下修氏は、社外取締役であります。
2　監査役小髙義久、簇﨑孝文、津川哲郎、林広二郎の４氏は、社外監査役であります。
3　津川哲郎氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4　取締役のうち戸名厚、宮下修の両氏は、平成26年３月27日開催の第64期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5　平成26年３月27日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって中原靖生、村上和夫、須藤智明、羽田英之、近藤貴俊の５氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6　三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
	人	千円
取　　締　　役	10	117,350
（うち社外取締役）	(2)	(1,200)
監　　査　　役	4	24,270
（うち社外監査役）	(4)	(24,270)
計	14	141,620
（うち社外役員）	(6)	(25,470)

（注）1　上記の報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額19,610千円（取締役17,000千円、監査役2,610千円）を含んでおります。
2　上記報酬等の額のほか、平成26年３月27日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名に対して、役員退職慰労金として、189,080千円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額168,340千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては７頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	宮　下　　修	就任後開催の取締役会６回の全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	小　髙　義　久	当事業年度開催の取締役会８回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。
社外監査役	簇　﨑　孝　文	当事業年度開催の取締役会８回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。
社外監査役	津　川　哲　郎	当事業年度開催の取締役会８回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	林　　広二郎	当事業年度開催の取締役会８回の全てに、また、監査役会８回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役共に同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	34,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,600千円

（注）1　当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等会社法第340条第１項各号に該当すると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人の業務執行状況等の事情を勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、取締役会は、監査役会の同意又は請求に基づき、解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全ての役員及び社員の行動規範として「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当る。

② 反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。

③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、コンプライアンス委員会の設置等により法令遵守活動を遂行する。

④ 取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

⑤ 取締役の日常の職務執行に関しては、常勤取締役で構成される役員会（以下、役員会という）を定期的に開催して意思疎通を図りながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。

⑥ 監査役は、取締役会及び役員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

⑦ 監査役会は、会計監査人より取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な処置を講ずる。

⑧ 内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書を作成し、保存管理する。

② 監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部署を通じてこれに応ずる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画室を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施して経営企画室に報告する。
経営企画室は全社及び各部門に関わる重要なリスクと対策を取り纏めて役員会に報告する。役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて新たな是正処置を取る。

② 新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予想される場合は、その都度経営企画室より役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当本部長より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに役員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の職務執行に関しては定期的に開催される役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。

② 取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。

③ 取締役会は、取締役の委嘱事項を決定し、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を役員会及び取締役会で報告する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当企業集団は金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するために内部統制の整備、運用を行う。監査室は当該内部統制の有効性を評価するため、内部統制監査を定期的に実施し、その結果を役員会に報告する。

② 前記(1)～(4)に関わる事項は、子会社であるひかり製菓㈱にも原則として適用する。

③ ひかり製菓㈱は全額出資の子会社であり、経営に関わる重要事項は当社への報告及び承認事項とする。

④ 監査役は、企業集団の監査の一環として子会社監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。職務の執行状況及び適正性に関して、必要があれば助言、勧告、場合によっては必要な処置を取る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は内部監査部門である監査室に対して必要事項を指示し、常に連携できる体制にあることより監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、必要に応じて設置する。

② 監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役と協議する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、職務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び役員会に報告する。

② 取締役は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。

③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役の職務執行に関して不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。

④ 法令違反等の内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は「内部通報基準」に則り、通報の状況と処置結果を監査役が出席する役員会に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役及び監査役会は、代表取締役と連絡を密にし、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。

② 監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。

③ 監査役は監査室と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用する。

（注） 本事業報告中の記載金額の数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,890,808**	**流動負債**	**6,632,370**
現金及び預金	2,009,758	支払手形及び買掛金	1,400,535
受取手形及び売掛金	4,760,843	短期借入金	2,700,000
商品及び製品	522,224	リース債務	49,614
仕掛品	5,929	未払金	779,810
原材料及び貯蔵品	202,523	未払費用	1,392,374
繰延税金資産	266,736	未払法人税等	28,595
その他	122,792	未払消費税等	75,998
固定資産	**10,144,836**	賞与引当金	122,077
有形固定資産	**9,250,596**	その他	83,364
建物及び構築物	3,402,104	**固定負債**	**1,697,671**
機械装置及び運搬具	3,327,706	リース債務	47,368
土地	2,110,444	退職給付に係る負債	1,559,814
リース資産	90,558	役員退職慰労引当金	76,800
建設仮勘定	253,127	その他	13,689
その他	66,654	**負債合計**	**8,330,042**
無形固定資産	**154,173**	（純資産の部）	
ソフトウェア	141,765	**株主資本**	**9,685,696**
その他	12,407	資本金	2,864,249
投資その他の資産	**740,066**	資本剰余金	2,532,550
投資有価証券	470,005	利益剰余金	4,620,994
繰延税金資産	182,205	自己株式	△332,098
その他	87,855	**その他の包括利益累計額**	**19,905**
		その他有価証券評価差額金	119,283
		退職給付に係る調整累計額	△99,378
		純資産合計	**9,705,602**
資産合計	**18,035,645**	**負債純資産合計**	**18,035,645**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**18,805,330**
売上原価		**10,695,636**
売上総利益		**8,109,693**
販売費及び一般管理費		**8,252,904**
営業損失		**△143,210**
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,249	
助成金収入	70,000	
その他	34,407	113,657
営業外費用		
支払利息	11,852	
退職給付費用	31,495	
その他	7,300	50,648
経常損失		**△80,201**
特別利益		
固定資産売却益	106,623	106,623
特別損失		
固定資産除却損	25,650	
減損損失	293,865	319,516
税金等調整前当期純損失		**△293,095**
法人税、住民税及び事業税	38,293	
法人税等調整額	164,182	202,475
少数株主損益調整前当期純損失		**△495,570**
当期純損失		**△495,570**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,864,249	2,532,550	5,334,123	△330,610	10,400,313
当期変動額					
剰余金の配当			△217,558		△217,558
当期純損失			△495,570		△495,570
自己株式の取得				△1,487	△1,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△713,129	△1,487	△714,616
当期末残高	2,864,249	2,532,550	4,620,994	△332,098	9,685,696

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	112,606	－	112,606	10,512,919
当期変動額				
剰余金の配当				△217,558
当期純損失				△495,570
自己株式の取得				△1,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,677	△99,378	△92,700	△92,700
当期変動額合計	6,677	△99,378	△92,700	△807,317
当期末残高	119,283	△99,378	19,905	9,705,602

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社　　ひかり製菓㈱

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数　　なし

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ．商品及び製品、仕掛品

総平均法

ロ．原材料及び貯蔵品

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10～50年

機械装置及び運搬具　　10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　　５年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上しております。

会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識会計基準変更時差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識会計基準変更時差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,559,814千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が99,378千円減少しております。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17,894千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が17,894千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　14,765,454千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　19,144,505株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月27日定時株主総会	普通株式	108,784	6.00	平成25年12月31日	平成26年3月28日
平成26年8月7日取締役会	普通株式	108,773	6.00	平成26年6月30日	平成26年8月29日
計		217,558			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月30日定時株主総会	普通株主	利益剰余金	108,764	6.00	平成26年12月31日	平成27年3月31日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社企業集団は、製造販売事業を行うための運転資金計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。

資金運用については短期的な預金に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、主な上場株式については毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては固定金利を適用して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,009,758	2,009,758	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,760,843	4,760,843	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	464,448	464,448	－
(4) 支払手形及び買掛金	(1,400,535)	(1,400,535)	－
(5) 短期借入金	(2,700,000)	(2,699,640)	360
(6) 未払金	(779,810)	(779,810)	－
(7) 未払費用	(1,392,374)	(1,392,374)	－

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注） 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(6)未払金、並びに (7) 未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金に含まれる一年以内返済予定の長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2 非上場株式（連結貸借対照表計上額5,556千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額 535円41銭
2. 1株当たり当期純損失 △27円34銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**7,827,725**	**流動負債**	**6,605,230**
現金及び預金	1,974,513	買掛金	1,405,880
売掛金	4,760,552	短期借入金	2,300,000
商品及び製品	525,507	一年以内返済予定長期借入金	400,000
仕掛品	5,740	リース債務	49,614
原材料及び貯蔵品	181,916	未払金	774,598
前払費用	72,965	未払費用	1,378,036
短期貸付金	3,600	未払法人税等	28,542
未収入金	43,113	未払消費税等	68,154
繰延税金資産	257,379	預り金	85,133
その他	2,435	賞与引当金	114,777
固定資産	**9,901,160**	その他	492
有形固定資産	**8,959,676**	**固定負債**	**1,560,552**
建物	2,978,344	リース債務	47,368
構築物	363,888	退職給付引当金	1,422,695
機械及び装置	3,096,136	役員退職慰労引当金	76,800
車両運搬具	1,748	その他	13,689
工具、器具及び備品	65,427	**負債合計**	**8,165,783**
土地	2,110,444	（純資産の部）	
リース資産	90,558	**株主資本**	**9,443,818**
建設仮勘定	253,127	**資本金**	**2,864,249**
無形固定資産	**154,000**	**資本剰余金**	**2,532,550**
ソフトウェア	141,765	資本準備金	2,141,805
電話加入権	10,411	その他資本剰余金	390,745
施設利用権	1,823	**利益剰余金**	**4,379,115**
投資その他の資産	**787,483**	利益準備金	298,600
投資有価証券	470,005	その他利益剰余金	4,080,515
関係会社株式	60,000	固定資産圧縮積立金	224,494
出資金	610	特別償却準備金	92,049
長期貸付金	5,840	別途積立金	3,870,000
長期前払費用	630	繰越利益剰余金	△106,027
差入保証金	61,874	**自己株式**	**△332,098**
入会保証金	18,900	**評価・換算差額等**	**119,283**
繰延税金資産	169,622	**その他有価証券評価差額金**	**119,283**
		純資産合計	**9,563,102**
資産合計	**17,728,885**	**負債純資産合計**	**17,728,885**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**18,800,279**
売上原価		**10,763,284**
売上総利益		**8,036,994**
販売費及び一般管理費		**8,177,726**
営業損失		**△140,732**
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,249	
助成金収入	70,000	
その他	64,221	149,471
営業外費用		
支払利息	11,856	
退職給付費用	30,144	
その他	30,327	72,328
経常損失		**△63,588**
特別利益		
固定資産売却益	106,623	106,623
特別損失		
固定資産除却損	24,896	
減損損失	293,587	318,483
税引前当期純損失		**△275,449**
法人税、住民税及び事業税	38,693	
法人税等調整額	167,799	206,492
当期純損失		**△481,942**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の積立				
剰余金の配当				
別途積立金の取崩				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	298,600	178,656	－	4,370,000	231,360	5,078,616
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		55,906			△55,906	－
固定資産圧縮積立金の取崩		△10,069			10,069	－
特別償却準備金の積立			92,049		△92,049	－
剰余金の配当					△217,558	△217,558
別途積立金の取崩				△500,000	500,000	－
当期純損失					△481,942	△481,942
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	45,837	92,049	△500,000	△337,387	△699,501
当期末残高	298,600	224,494	92,049	3,870,000	△106,027	4,379,115

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△330,610	10,144,806	112,606	10,257,412
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
特別償却準備金の積立		－		－
剰余金の配当		△217,558		△217,558
別途積立金の取崩		－		－
当期純損失		△481,942		△481,942
自己株式の取得	△1,487	△1,487		△1,487
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			6,677	6,677
当期変動額合計	△1,487	△700,988	6,677	△694,310
当期末残高	△332,098	9,443,818	119,283	9,563,102

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

イ．市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品、仕掛品

総平均法

②原材料及び貯蔵品

移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
機械及び装置	10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	５年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0％から35.6％に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17,351千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が17,351千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　14,104,923千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
   短期金銭債権　4,654,979千円
   短期金銭債務　255,530千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
   営業取引による取引高
   売上高　18,164,008千円
   有償支給高　12,787千円
   仕入高　998,673千円
   販売費及び一般管理費　351,404千円
   営業取引以外の取引による取引高　41,553千円
2. 減損損失
   当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
名古屋支店 (愛知県名古屋市)	事業用資産	建物、構築物、土地
本社 (東京都中野区)	遊休資産	建物、工具、器具及び備品
ひかり工場 (山口県光市)	遊休資産	建物、機械及び装置他
松本工場 (長野県松本市)	遊休資産	機械及び装置
朝日工場 (長野県朝日村)	遊休資産	機械及び装置

当社は、キャッシュ・フローを生成している最小単位である当社の資産全体でグルーピングしております。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産等については、個別物件単位にグルーピングしております。
上記資産グループのうち、事業用資産については、売却の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として特別損失（62,379千円）に計上しております。その内訳は、建物15,617千円、構築物196千円、土地46,565千円であります。
当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。
また、上記資産グループのうち、遊休資産については、将来の具体的使用計画がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失（231,207千円）に計上しております。その内訳は、建物33,875千円、機械及び装置195,132千円、その他（構築物、車両運搬具、工具、器具及び備品）2,199千円であります。
なお、当該資産グループの回収可能価額は、他の転用や売却が困難なことから備忘価額１円としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
   普通株式　1,017,166株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払販売援助費の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	三菱商事㈱	被所有 直接 29.51 間接 0.54	当社製品の販売総代理店 役員の兼任	製品の販売 (注)1	18,163,253	売掛金	4,652,860
				製品・原材料等の購入 (注)2	200,075	買掛金	46,323

取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 三菱商事㈱を当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
2 製品・原材料等の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ひかり製菓㈱	所有 直接 100.00	当社製品の製造 役員の兼任	製品の購入 (注)1	762,407	買掛金	102,734
				建築物等の貸与 (注)2	30,000	―	―

取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 製品の購入については、事業年度における製品別製造委託計画を協議により策定しております。また、市場実勢を勘案して取引条件を決定しております。
2 貸与資産の帳簿価額等を基に設定した賃借料を請求しております。

3.　兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	三菱商事フードテック㈱	被所有 直接 0.11	三菱商事フードテック㈱の製品購入	原材料の購入（注）1	545,696	買掛金	192,360

取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1　原材料等の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　527円55銭

2.　１株当たり当期純損失　△26円58銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成27年２月13日

カ ン ロ 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　功　幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　枝　和　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、カンロ株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月13日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小林功幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大枝和之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カンロ株式会社の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月18日

カ ン ロ 株 式 会 社　監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役)　小　髙　義　久　㊞
社外監査役　簇　﨑　孝　文　㊞
社外監査役　津　川　哲　郎　㊞
社外監査役　林　　広二郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

1.　剰余金の処分に関する事項

企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、別途積立金の一部を取崩し、下記のとおりと致したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	750,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	750,000,000円

2.　期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と認識しております。当期の期末配当金につきましては、下記のとおりと致したいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金６円　総額108,764,034円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年３月31日

第２号議案　定款の一部変更の件

1.　提案理由

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を一部追加するものであります。(第２条変更)

(2) 取締役の経営責任を明確にすると共に、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、更にその経営体制の是非について、毎年株主の皆様のご判断を仰ぐことが可能となるよう、取締役の任期を２年から１年に変更するものであります。ただし、平成26年３月27日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものと致します。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。また、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第52条を新設し、併せて同条の一部と重複する現行定款第７条を削除するものであります。(現行定款第７条削除、現行定款第22条変更、第52条新設、附則新設)

(3) 経営環境の変化に対応するための改革施策として、当社では、平成26年２月20日の取締役会において経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、執行役員制度を導入致しました。当該制度による経営体制が定着したことに伴い、定款変更案のとおり第34条を新設し併せて定款第４章の題名を変更するものであります。(第34条新設)

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 １．菓子、食品、医薬品および医薬部外品等の製造業 ２．菓子、食品、日用品雑貨、医薬品および医薬部外品等の販売およびこれらの代理仲介業 ３．喫茶、飲食業およびたばこ小売業 ４．製菓機械および関連機械の製作売買 ５．不動産賃貸業 ６．建築物の清掃および建築物の各種設備機器の点検、保守、管理 ７．損害保険代理業 ８．生命保険の募集に関する業務 ９．一般貨物自動車運送事業 10．貨物運送取扱事業 11．前各号に付帯または関連する一切の事業および関係会社への投資	（目　的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 １．菓子、食品、飲料、飼料、肥料、医薬品および医薬部外品、化粧品等の製造業 ２．菓子、食品、飲料、飼料、肥料、日用品、寝具、布製品、玩具、書籍、雑貨類、医薬品および医薬部外品、化粧品等の販売およびこれらの代理仲介業 ３．喫茶、飲食業およびたばこ小売業 ４．製菓機械および関連機械の製作売買 ５．不動産賃貸業 ６．建築物の清掃および建築物の各種設備機器の点検、保守、管理 ７．損害保険代理業 ８．生命保険の募集に関する業務 ９．一般貨物自動車運送事業 10．貨物運送取扱事業 11．自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給および販売事業 12．工業所有権・著作権等の知的所有権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守、販売、賃借、使用許諾業 13．前各号に付帯または関連する一切の事業および関係会社への投資
第３条～第６条（条文省略）	第３条～第６条（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
第８条～第21条（条文省略）	第７条～第20条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役、取締役会および執行役員
（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）
第23条～第34条（条文省略）	第22条～第33条（現行どおり）
（新設）	（執行役員） 第34条　取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。 ②取締役会の決議によって執行役員の中から社長およびその他の役付執行役員を選定する。
第35条～第51条（条文省略）	第35条～第51条（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第52条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
第52条（条文省略）	第53条（現行どおり）
（新設）	附則　　第21条の規定にかかわらず、平成26年３月27日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成28年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。

第３号議案　取締役２名選任の件

取締役武井実氏及び宮下修氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	森本憲治（もりもとけんじ） （昭和31年11月27日生）	昭和55年４月　三菱商事㈱入社 平成15年７月　㈱ローソン執行役員財務経理ステーションディレクター 平成19年11月　カナダ三菱商事会社副社長 平成21年４月　三菱商事㈱中部支社業務経理部長 平成24年６月　㈱ティーガイア常務執行役員 平成26年５月　当社常務執行役員 （現在に至る）	0株
2	古本結子（ふるもとゆうこ） （昭和38年10月４日生）	昭和61年４月　新日本製鐵㈱入社 平成６年９月　米国Steptoe＆Johnson法律事務所入所 平成７年９月　三菱商事㈱入社 平成17年４月　同社退社 平成20年７月　同社入社 平成23年８月　同社コンプライアンス総括部部長代行 平成24年４月　同社法務部コンプライアンス総括室長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 三菱商事㈱法務部コンプライアンス統括室長	0株

（注）１　各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２　古本結子氏は社外取締役候補者であります。

３　古本結子氏を社外取締役候補者とした理由は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。また同氏は平成27年４月１日付けで三菱商事株式会社　生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー　兼　生活産業グループＣＥＯオフィスコンプライアンスユニットマネージャーに就任予定であります。

４　三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。

５　当社は社外取締役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。古本結子氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の改選と新たに２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菱田州男（ひしだくにお） （昭和30年10月６日生）	昭和54年４月　三菱商事㈱入社 平成元年４月　米国三菱商事会社本店 平成16年３月　三菱商事㈱加工食品第三ユニット 平成20年５月　三菱商事上海有限公司糧油食品事業部長 平成22年４月　三菱商事㈱九州支社生活産業部長 平成23年４月　同社理事食品本部長 平成25年４月　同社理事北海道支社長 （現在に至る）	0株
2	西村光治（にしむらこうじ） （昭和40年10月６日生）	平成４年４月　弁護士登録　東京弁護士会入会 平成４年４月　松尾綜合法律事務所入所 （現在に至る） 平成12年８月　米国（ニューヨーク）モリソン・アンド・フォースター法律事務所研修員 平成14年１月　ニューヨーク州弁護士登録 （現在に至る） 平成16年４月　中央大学法学部専任講師（民法） （現在に至る） 平成19年４月　明治学院ロースクール講師（アメリカ法）	0株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	林（はやし） 広二郎（こうじろう） （昭和42年５月７日生）	平成３年４月　三菱商事㈱入社 平成17年12月　BRIDGESTONE SALES (THAILAND)CO.,LTD出向 平成22年６月　三菱商事㈱生活産業グループ管理部食品チーム 平成24年３月　当社監査役（現在に至る） 平成24年４月　三菱商事㈱生活産業グループ管理部食品チームリーダー 平成26年４月　同社生活産業グループ管理部生活商品チームリーダー（現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 三菱商事㈱生活産業グループ管理部生活商品チームリーダー	0株

（注）1　各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2　菱田州男氏、西村光治氏、林広二郎氏の３氏は社外監査役候補者であります。
3　西村光治氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4　菱田州男氏を社外監査役候補者とした理由は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5　西村光治氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として長年培われた法律知識・経験等に基づき、当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
6　林広二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
7　三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店であります。
8　当社は社外監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。菱田州男氏、西村光治氏、林広二郎氏の選任が承認された場合には、当社は３氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます武井実氏及び本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます小髙義久氏、簇﨑孝文氏、津川哲郎氏の３氏に対し、その任期中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴	
武井（たけい）　実（みのる）	平成22年３月 平成26年３月	当社取締役副社長 当社取締役副社長執行役員 （現在に至る）
小髙（おだか）　義久（よしひさ）	平成23年３月	当社常勤監査役 （現在に至る）
簇﨑（はたざき）　孝文（たかふみ）	平成23年３月	当社監査役 （現在に至る）
津川（つがわ）　哲郎（てつろう）	平成23年３月	当社監査役 （現在に至る）

以　上

株主総会会場ご案内図

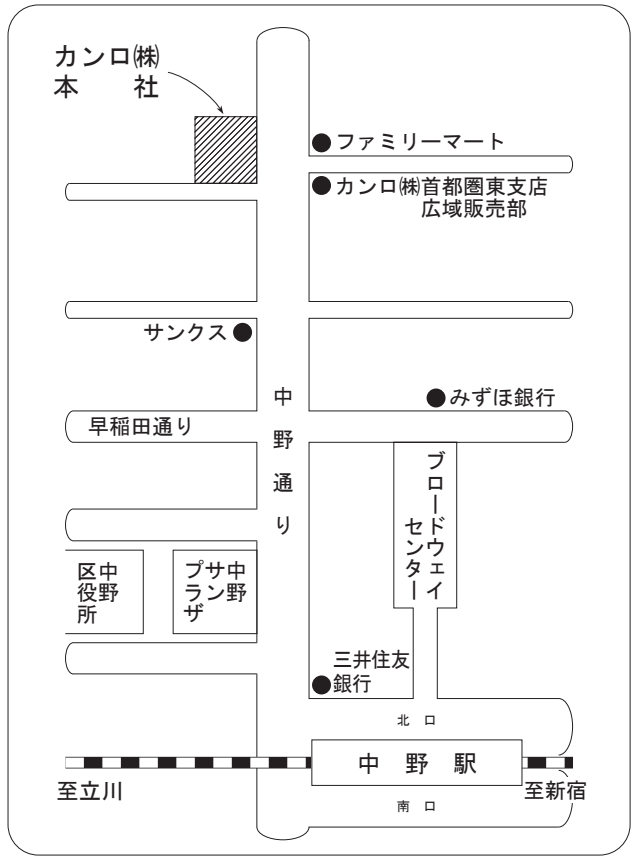

東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社　本社　２階会議室
TEL　03－3385－8811（代表）

VEGETABLE OIL INK